



財務大臣規則 No. 93/PMK.03/2019 (“PMK-93”)

被支配外国法人(CFC=Controlled Foreign Company) に関わる財務大臣規則 No.107/PMK.03/2017 の改定

2019年6月26日付で、CFCルールの改定となる財務大臣規則 PMK-93が公布されました。当該規則は、2017年に公布されたPMK-93の改正で、2019会計年度から適用になります。

PMK-93は外国企業への投資や株式を保有しているインドネシアの納税者にとって重要な規定です。最も大きな改定はインドネシア納税者への「みなし配当」についてです。

主要な改定点は下記のとおりです。

No.	改定項目	適用
1	みなし配当の種類	<p>PMK-93では、みなし配当を下記のような<b>受動所得</b>と定義づけています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 配当。 但し、その他のCFCから受領する配当を除く</li> <li>b) 金利。 但し、銀行業のライセンスを保有するインドネシア納税者であるCFCから受領する金利を除く。しかしながら、この例外は、インドネシア納税者がCFCと関係会社である場合は適用されない</li> <li>c) 賃料：土地および／または建物の賃貸料、もしくは関連会社からの賃貸料</li> <li>d) ロイヤリティ</li> <li>e) 資産の売却によるキャピタル・ゲイン</li> </ul>
2	みなし配当額の算出方法	<p>純受動所得額（税引後）に基づき、下記のとおり算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 直接所有のCFCの場合：持分比率</li> <li>b) 間接所有のCFCの場合：実効持分比率</li> </ul>
3	税引後純利益の算出方法	<p>受動所得に対し、下記の控除が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 受動所得の取得・回収・維持にかかる費用、および</li> <li>b) 受動所得に課税される外国税額</li> </ul>



政府規則 No. 45 year 2019 (“GR-45”)

所得税法に関わる実施規則である政府規則 No.94 Year 2010 の改定

2019年6月26日に公布および発効されたGR-45は、特定の条件を満たした産業を対象とした租税優遇措置を規定しています。しかしながら、GR-45で規定されているのは優遇措置の概要のみにつき、具体的な詳細については、別途、財務大臣規則で規定される予定です。

GR-45で規定された主要な点は下記のとおりです。

No.	対 象	優遇措置	適用条件
1	労働集約型	投資額（土地を含む）の60%を上限とした純利益からの控除	新規の投資または事業の拡大を行う企業で、労働集約型産業に属し、所得税法第29条1項または第31Aに基づく租税優遇措置を享受していない
2	人材開発	インターンシップ等の研修プログラムに要した支出の200%を上限とした総利益からの控除	インターンシップまたは職業訓練の実施
3	インドネシア国内における研究開発活動	インドネシア国内における支出の300%を上限とした総利益からの控除 注：研究開発が特許取得に関連する場合は300%、それ以外の場合は上限が200%	研究開発をインドネシア国内で実施し、その研究開発による発明、イノベーション、新規技術の取得、技術移転等が国内産業の競争力の向上につながる



---

当該情報についての問合せ先:

## PT Sakura Mitra Perdana

西原健太 Director [nishihara@sakura-id.com](mailto:nishihara@sakura-id.com)  
三原あずさ Director [mihara@sakura-id.com](mailto:mihara@sakura-id.com)

Menara Rajawali Lt. 8,  
Jl. Dr. Ide Anak Agung Gde Agung,  
Kuningan Timur, Jakarta Selatan 12950

Phone: +62 21 2902 3417 / 18 / 19  
Fax : +62 21 2902 3410  
<https://sakura-id.com/>

このTax Updateは、提携先であるSSJK Consultingが  
作成した記事を、弊社が翻訳したものです。

**SSJK Consulting**  
The Boulevard Office, UG D-2  
Jl. Fachrudin Raya No. 5  
Jakarta Pusat 10250  
[www.ssjkconsulting.com](http://www.ssjkconsulting.com)

このTax Updateは税務に係る法律・規則の一般的な  
情報として、SSJK Consultingと弊社の理解に基づい  
て作成しており、国税総局の見解が同じであることを  
保証するものではありません。実際に生じた個々の問  
題については、税務の専門家とご相談ください。